

労災保険

関電協は、厚生労働省の認可を受けた労災保険委託事務組合です。

組合に事務委託すれば、監督署へ行かなくても労災保険の加入手続、給付の手続、概算・確定申告の手続ができ、事業主の方は大変便利です。

組合では、**一人親方労災保険**、**中小事業主労災保険**、**事務所・倉庫労災保険**を取り扱っております。（※関電協は労災保険のみ手続をしております。雇用保険は取扱しておりません。）



一人親方労災保険

労災保険は労働者の業務災害や通勤災害に対して補償を行うことを目的とした国の制度です。

そのため、ご自身が事業主である一人親方さまは、労災保険の対象とはなりません。

しかし、一人親方さまは、仕事の実態が極めて労働者に近いため、一定の要件を満たすことで特別に国の労災保険の保険給付を適用させる任意の加入制度を国が設けています。

これが、「**一人親方労災保険特別加入制度**」です。

一人親方労災保険に加入する要件

- 1 建設業に従事していること
- 2 従業員でないこと
- 3 個人、法人を問わず従業員を雇っていないこと

一人親方労災保険の 主な制度内容

- 1 国が行う公的保険制度ですから確実・安心です
- 2 掛金全額が社会保険料等控除の対象です
- 3 業務災害や通勤災害における治療費や入院費の自己負担がありません
- 4 給付基礎日額の8割が休業（補償）給付の対象となります



加入費はいくらなの？

組合の一人親方労災保険は、年間保険料22,995円から加入できます。給付基礎日額については3,500円～25,000円の16段階から選ぶことができます。ただし、労災保険料率の変更に伴い年間保険料が変更になる場合があります。



給付基礎日額とは

業務災害や通勤災害に遭ったとき、休業補償の計算の基になる金額を給付基礎日額といいます。例えば、給付基礎日額が3,500円の場合、仕事上の災害で休業した4日目から2,800円が休業補償として支払われます。給付基礎日額3,500円を選んでも、25,000円を選んでも治療費が無料なのは同じです。



中小事業主労災保険

従業員を年間100日以上にわたり雇用している事業主さんは、「**中小事業主の特別加入制度**」を利用することができます。特別加入制度の加入は、事業主及び事業主の家族従事者や、法人の役員が対象になります。

従業員の労災について

従業員様の仕事中的ケガは、ご自身が元請け工事である場合は、ご加入の労災保険から給付されますが、建設業の労災保険は、法律上元請けが契約し、下請け（下請け従業員）を保護することを法律の目的としておりますので、下請け工事の場合はご自身の労災保険が使えません。元請け事業者の労災保険から給付されることになります。



事務所・倉庫労災保険

建設業の労災保険は、現場労災と事務所・倉庫労災とに分かれます。

建設業において、現場労災では事務所内や倉庫作業の災害及び、通勤（自宅から事務所、事務所から自宅）の労災が適用されないため、現場労災とは別に事務所・倉庫労災にも加入をして災害に備えてください。

事務所・倉庫労災は、現場も行って事務もしている家族従業員は加入できますが、事務だけの家族従業員は加入できません。

事務所・倉庫労災保険の対象範囲

- ◆事務所や倉庫で請負仕事の作業中にケガをした場合。
雨の日に一日倉庫作業をしていた。現場作業が昼からなく、倉庫作業をしていた場合等。
- ◆建設事務所です務の仕事をしている方（事務だけを行う家族従事者は対象となりません。）



◎保険料請求について

※中途加入の場合は一括請求となります。

種 類	支 払 月	お支払方法
一人親方労災保険	年2回（2月・8月）	口座引き落とし
中小事業主労災保険（従業員あり）	年3回（4月・7月・10月）	振 込
事務所・倉庫労災保険（従業員あり）	年1回 一括払い	振 込

各種労災保険に関する資料請求やご相談は、
組合本部事務所までご連絡ください。

